

起案・回覧			起案・回覧完結			施行			分類(固・共)		保存期間
令和	年	月 日	令和	年	月 日	令和	年	月 日	大	中	10 年
									上水道業務	水量／料金	
押印	町長	副町長	課長	課長補佐	係長	係				開示・不開示の区分	
	課専	課専									

様式第18号

上下水道使用料等減免申請書

令和 年 月 日

宇美町長

申請者(使用者)

住 所

氏 名 (自署の場合、押印不要) 印

電話番号

※記載された電話番号は、行政事務の効率化のために、宇美町役場で取扱う業務上でご連絡する際に利用させていただくことがありますのでご了承ください。

次のとおり使用料(占用料)の減免を申請します。

対 象 所 在 地	宇美町
申 請 対 象	☐ 上下水道 ☐ 上水道のみ ☐ 下水道のみ

漏 水 の 場 合	発 見 日	令和 年 月 日
	発 見 方 法	☐ 使用者等自身で発見 ☐ 検針員からの連絡 ☐ その他()
	同 居 者 数	前年と比べて変化は ☐ あり ☐ なし
	修 理 業 者 名	※ 修理業者名の入った領収書の写しがある場合、業者の押印省略可 印
	完 了 日	令和 年 月 日
	箇 所 ・ 内 容	☐ 今回の漏水は、漏れた水は全て地表に流れており、下水管への流入はありません。 ※ 修理前後の写真を添付してください。 (裏面に貼付可。コピー用紙に印刷したものでも可)

他	減免を受けようとする理由	※漏水の場合は記入不要
---	--------------	-------------

【町記入欄】

水栓番号		回 数	☐ 1回目(1/2) ☐ 2回目(1/4)
------	--	-----	---

			減免 前		基 準		減 免		減免 後	
年	月	区分	水量	使用料	年	月	水量	使用料	水量	使用料
		上・下								
		上・下								
		上・下								
		上・下								
		上・下								
		上・下								
合 計										

漏水減免申請に当たっての注意事項

敷地内の給水装置は所有者の財産です。日頃から十分な維持管理を心がけてください。

(ただし、水道メーターは町の財産です。)

したがって、修理に要する費用は、所有者の負担となります。

また、基本的に漏水に対する水道使用料は使用者が負担するものですが、場合によっては、水道使用料の一部を減免することができます。

○ 減免対象条件

- ・ 故意または過失ではないこと
- ・ 地下埋設部、床下、壁面内部等、十分な管理をしていても発見できないような場所の漏水であること
- ・ 台風、火災、地震、風水害等の災害による漏水であること
- ・ 速やかに修理を業者に依頼していること
- ・ 修理が完了していること

※ 次のような場合は、対象となりません

- ・ 給水工事竣工後6か月以内の場合
- ・ 故意または過失が認められる場合
- ・ 漏水に気づきながら放置していた場合
- ・ 検針員や役場職員から漏水を指摘された後も放置していた場合
- ・ 水洗トイレ及び受水槽におけるボールタップ等のタンク内部品の故障による漏水
- ・ 凍結を原因とした破損による漏水(災害級大寒波による場合は、状況に応じその都度判断します)

○ 減免の計算方法

※ 災害等による場合は状況に応じその都度判断します。

- ・ 同一所有者、使用者に対する減免は、5年間に2回を限度とします。
- ・ 前年同月の水量と比較し、漏水していたと思われる量の2分の1(1回目)又は4分の1(2回目)を減免します。(小数点以下切り捨て)

1回目 (漏水月の使用水量 - 前年同月の使用水量) × 1/2

2回目 (漏水月の使用水量 - 前年同月の使用水量) × 1/4

※ 前年と同居者数に変化がある場合や、長期間漏水していたと思われる場合は、修理後の月の使用水量と比較します。

- ・ 原則として1か月分が対象です。ただし、長期漏水等やむを得ない状況の場合、最大3か月分まで対象とします。

○ その他

- ・ 下水道使用料の減免は、対象条件や、減免回数限度等、制度は上水道と異なります。
- ・ 減免の決定が、納付書発行及び口座振替依頼前の場合は、減免後の額で請求しますが、納付済みの場合は、指定された口座に還付または今後の料金に充当します。なお、未納の料金がある場合は、還付せずに充当いたします。
- ・ 減免後の料金の一括納付が難しい場合は、分割も可能です。ご相談ください。
- ・ 配管の老朽化による漏水の場合、他の場所でも漏水が発生する可能性があります。検針のお知らせはもちろん、水道メーターの指針やパイロットマークの確認など、漏水が発生していないか確認されることをお勧めします。
- ・ 遡っての減免申請の受付は、5年間を限度とします。

【問い合わせ先】

宇美町役場 上下水道課上水管理係 TEL: 092-934-2224
〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5-1-1